

千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例

平成二十六年十二月二十五日

条例第五十五号

改正 令和 二年 三月二三日条例第一
八号

千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、県内のヤード及びその周辺における自動車の部品に用いられる油等による汚染並びに県内のヤードにおける不正に取得された自動車の部品の保管等の状況に鑑み、特定自動車部品のヤード内保管等の適正化のための措置を講ずることにより、県民の生活環境の保全上の支障の防止を図るとともに、県民の平穏な生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 ヤード 特定自動車部品の保管又は分離の用に供する施設のうち、その外周の全部又は一部に板塀、垣、柵、壁、コンテナその他これらに類する工作物が存する施設をいう。
- 二 自動車 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号。以下「使用済自動車再資源化法」という。）第二条第一項に規定する自動車をいう。
- 三 特定自動車部品 自動車の原動機、動力伝達装置又は走行装置であって規則で定めるもの（一度使用されたものに限る。）をいい、現に自動車又は使用済自動車再資源化法第二条第三項に規定する解体自動車に取り付けられているものを除く。
- 四 特定自動車部品のヤード内保管等 ヤードにおいて行う特定自動車部品の保管又は分離（規則で定める規模未満のヤードにおいて行う特定自動車部品の保管又は分離（業として行うもの以外のものに限る。）を除く。）をいう。
- 五 特定自動車部品ヤード内保管者等 特定自動車部品のヤード内保管等を行う者をいう。

(特定自動車部品のヤード内保管等に係る届出)

第三条 特定自動車部品のヤード内保管等を行おうとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 ヤードの所在地
- 三 ヤードの規模、設備その他の概要
- 四 次条の規定により講ずる措置の内容
- 五 その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者（以下「届出者」という。）は、その届出に係る事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 届出者は、その特定自動車部品のヤード内保管等を休止し、若しくは廃止し、又は休止した特定自動車部品のヤード内保管等を再開したときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(油等の地下浸透等の防止)

第四条 特定自動車部品ヤード内保管者等は、自動車の部品に用いられる油その他の液体（以下「油等」という。）がヤードにおいて地下に浸透し、及びヤードから流出することを防止するために必要な措置として規則で定める措置を講じなければならない。

（相手方の確認及び不正品の申告）

第五条 特定自動車部品ヤード内保管者等は、原動機（特定自動車部品であるものに限り、かつ、特定自動車部品のヤード内保管等が行われないものを除く。以下同じ。）を受け取ろうとするときは、規則で定める方法により、次の各号に掲げる相手方の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項の確認を行わなければならない。

一 法人 特定自動車部品ヤード内保管者等との間で現に取引（無償で行われるものを含む。以下同じ。）の任に当たっている自然人（以下「取引担当者」という。）の氏名、住所（本邦内に住所を有しない外国人で規則で定めるものにあつては、規則で定める事項。以下同じ。）、生年月日及び職業並びに当該法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業の内容

二 自然人 当該自然人（取引担当者が当該自然人と異なる場合にあつては、取引担当者及び当該自然人）の氏名、住所、生年月日及び職業

2 前項の場合において、相手方が人格のない社団又は財団であるときは、取引担当者を相手方とみなして、同項の規定を適用する。

3 特定自動車部品ヤード内保管者等は、原動機を受け取ろうとする場合において、当該原動機について不正品の疑いがあると認めるときは、直ちに警察官にその旨を申告しなければならない。

（記録の作成等）

第六条 特定自動車部品ヤード内保管者等は、原動機を受け取り、又は引き渡したときは、その都度、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項に関する記録を作成しておかなければならない。

一 取引の年月日

二 原動機の品目

三 原動機の特徴

四 相手方（前条第二項の規定により相手方とみなされる取引担当者を含む。）が法人である場合にあつては同条第一項第一号に定める事項、自然人である場合にあつては同項第二号に定める事項

五 前条第一項の規定により行った確認の方法

2 特定自動車部品ヤード内保管者等は、前項の規定により作成した記録をその作成の日から三年間、規則で定めるところにより保存しておかなければならない。

3 特定自動車部品ヤード内保管者等は、第一項の規定により作成した記録を毀損し、亡失し、又は滅失したときは、直ちに知事に届け出なければならない。

（標識の掲示）

第七条 届出者は、規則で定めるところにより、その届出に係るヤードごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

（勧告）

第八条 知事は、特定自動車部品ヤード内保管者等が第四条から第六条までの規定に違反していると認めるときは、当該特定自動車部品ヤード内保管者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、届出者が前条の規定に違反していると認めるときは、当該届出者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(命令)

第九条 知事は、前条第一項の規定による勧告を受けた特定自動車部品ヤード内保管者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該特定自動車部品ヤード内保管者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

2 知事は、前条第二項の規定による勧告を受けた届出者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該届出者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 知事は、前条第一項及び第一項の規定にかかわらず、特定自動車部品ヤード内保管者等が第四条の規定に違反したと認める場合において、ヤードの周辺において自動車の部品に用いられる油等による生活環境の保全上の支障が生じていると認めるときは、当該特定自動車部品ヤード内保管者等に対し、期限を定めて、その支障を除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告徴収)

第十条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定自動車部品のヤード内保管等を行っていると思われる者に対し、特定自動車部品のヤード内保管等に関し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第十一条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、特定自動車部品のヤード内保管等を行っていると思われる者の事業場、事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(援助要請)

第十二条 知事は、前条第一項の規定による立入検査をさせようとする場合において、当該職員の職務の執行に際し必要があると認めるときは、警察本部長に対し援助を求めることができる。

(土地所有者等の努力義務)

第十三条 土地の所有者は、特定自動車部品のヤード内保管等を行おうとする者に対し土地を提供しようとするときは、その者が、第四条に規定する措置を講ずる旨及び法令等（使用済自動車再資源化法、古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）その他の法令及び条例をいう。以下同じ。）を遵守して特定自動車部品のヤード内保管等を行う旨を確認し、これらが確認できない場合には、土地を提供することのないよう努めなければならない。ヤードを設置する者が、特定自動車部品のヤード内保管等を行おうとする者に対しヤードを提供しようとするときも、同様とする。

2 土地の所有者及びヤードを設置している者は、自動車の部品に用いられる油等がヤードにおいて地下に浸透し、若しくはヤードから流出し、又は特定自動車部品ヤード内保管者等が法令等を遵守していないことを知ったときは、速やかにその旨を関係機関に通報するよう努めなければならない。

(適用除外)

第十四条 この条例の規定は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十八条第四項に規定する自動車特定整備事業者が特定整備（同法第四十九条第二項に規定する特定整備を

いう。以下同じ。)として行う特定自動車部品の分離及び特定整備に付随して行う特定自動車部品の保管については、適用しない。

2 第三条第一項及び第四条の規定は、使用済自動車再資源化法第二条第十三項に規定する解体業者(以下「解体業者」という。)については、適用しない。ただし、解体業者であって同項に規定する解体業を廃止した後引き続き特定自動車部品のヤード内保管等を行おうとするものに対する第三条第一項の規定の適用については、この限りでない。

3 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める者については、適用しない。

一 第五条第一項 古物営業法第十五条第一項の規定により相手方の真偽を確認しなければならない場合における古物商(同法第二条第三項に規定する古物商をいう。以下同じ。)

二 第六条第一項 古物営業法第十六条の規定により帳簿等に記載をし、又は電磁的方法により記録をしておかなければならない場合における古物商

一部改正〔令和二年条例一八号〕

(委任)

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十六条 第九条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十七条 第三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第二項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十一条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第十九条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき当該法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(過料)

第二十条 第七条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に特定自動車部品ヤード内保管者等である者(解体業者を除く。次項において同じ。)については、第三条第一項に規定する特定自動車部品のヤード内保管等を行おうとする者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成二十七年六月三十日までに」とする。

- 3 この条例の施行の際現に特定自動車部品ヤード内保管者等である者については、第四条の規定は、平成二十七年六月三十日までの間は、適用しない。
- 4 この条例の施行の際現に特定自動車部品ヤード内保管者等である者は、この条例の施行の際現にヤードにおいて原動機（その受取のときに古物営業法第十六条の規定により帳簿等に記載をし、又は電磁的方法により記録をしておかなければならないものを除く。）を保管しているときは、当該原動機について、平成二十七年六月三十日までの間に、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した記録を作成しておかなければならない。
- 一 原動機の品目
 - 二 原動機の特徴
 - 三 この条例の施行の際現に保管している原動機である旨
- 5 前項の規定により作成した記録については、第六条第一項の規定により作成した記録とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、第八条第一項中「第六条まで」とあるのは、「第六条まで又は附則第四項」とする。

附 則（令和二年三月二十三日条例第十八号）

この条例は、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。